

兵庫県立大学先端医療工学研究所機種選定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学先端医療工学研究所運営委員会規程第7条第2項の規定に基づき、先端医療工学研究所で購入する物品等の機種選定事務の適正化を図るために設置する先端医療工学研究所機種選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、総額200万円以上の物品の購入又は借上げをしようとする場合、その機種の選定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、運営委員会委員をもって組織する。

2 前項に掲げる者のほか、所長が必要と認めた者を委員に加えることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の成立は、構成員の過半数の出席を必要とする。

3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、関係教職員その他議事に関係のある者から、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の会議に出席した者は、議事の経過を漏らしてはならない。

(議事の記録)

第7条 委員会の審議の概要は、議事録に記録しておかなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、先端医療工学研究所に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、運営委員会の意見を聴いた上で所長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は令和8年9月9日から施行する。